

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年●月●日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

高知県公安委員会規則第●号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項第1号中「土佐警察署長（当該警察署の分庁舎）」を「南国警察署及び土佐警察署の各署長（当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。））」に改め、同項第2号中「、高知東警察署」を「、高知東警察署、南国警察署」に、「土佐警察署長」を「南国警察署長及び土佐警察署長」に、「当該警察署の分庁舎」を「当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。））」に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月3日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（運転免許に関する申請等）

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請、届出その他の手続（以下この条において「申請等」という。）は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請等をする者の住所地在を管轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請等は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1）次に掲げる運転免許に関する申請等 南国警察署及び土佐警察署の各署長（当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。）で受け付ける場合に限る。）

ア～ス 略

（2）次に掲げる運転免許に関する申請等 高知警察署、高知南警察署、高知東警察署、南国警察署及び土佐警察署の各署長（高知東警察署にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、南国警察署長及び土佐警察署長にあっては当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。）で受け付ける場合に限る。）

ア～オ 略

2・3 略

旧
高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（運転免許に関する申請等）

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請、届出その他の手続（以下この条において「申請等」という。）は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請等をする者の住所地在を管轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請等は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1）次に掲げる運転免許に関する申請等 土佐警察署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア～ス 略

（2）次に掲げる運転免許に関する申請等 高知警察署、高知南警察署、高知東警察署及び土佐警察署の各署長（高知東警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア～オ 略

2・3 略